

2025年3月31日

学校法人藤田学園

## 理事会の実効性に関する評価結果の概要

当学園は、Fujita VISION2030において、災害時医療、健康長寿問題、研究の推進など未来社会のあらゆる課題にAll Fujitaで挑み、貢献するための組織的な基盤として、大学ガバナンスを経営上の重要な課題と捉えており、2023年に学校法人藤田学園ガバナンス基本方針を制定、公表致しました。

また、一般社団法人大学監査協会のガバナンス・コードに準拠し、“comply or explain”方式により当学園の適合状況を報告することとし、2023年から公表してきております。

同ガバナンス・コードにおいては、原則4-10において、「理事会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。」とされており、これに従って、今回初めて実効性評価を行い、その結果がまとまりましたので、その概要を報告致します。

### 1. 実施内容

以下の要領での実施による自己評価

- (1) 対象…理事のみ。無記名とするが、学内理事か学外理事かは記入。
- (2) 評価…自己評価により行う。
- (3) 方式…アンケート方式により行う。
- (4) 設問…4テーマ「理事会の構成」「理事会の運営」「理事会の議題」「理事会を支える体制」34問とする。

### 2. 概要

- ・理事会は、審議に際し、適切な員数、学内・学外の理事の割合、多様性を備えている。
- ・理事会の開催頻度、スケジュール、資料の配布、審議時間は適切であり、議長の議事進行も滞りなく、理事会において、自由闊達な審議がなされている。
- ・理事、監事に対し、必要な情報が入手できる環境にある。

以上より、当学園の理事会の運営において、適切な意思決定ができる状況にあるものと評価致します。

### 3. 実効性向上に向けた取組み

実効性評価の結果、学外理事からは、重要な案件に時間をかけるべきであり、これに伴い、理事会決裁・報告の上程基準を見直すべきであるとの意見がありました。当学園としては、これを受けて、更なる議論の充実による適正妥当な決定を行えるよう改善を進めたいと思います。

以上